

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第4号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(試験場) 第15条 法第89条第1項に規定する運転免許試験（以下「免許試験」という。）、技能検査並びに法第100条の2及び第100条の3に規定する再試験（以下「再試験」という。）は、次の表に掲げる試験場において行う。			(試験場) 第15条 法第89条第1項に規定する運転免許試験（以下「免許試験」という。）、技能検査並びに法第100条の2及び第100条の3に規定する再試験（以下「再試験」という。）は、次の表に掲げる試験場において行う。		
試験場		試験等の種類	試験場		試験等の種類
位置	名称		位置	名称	
略			略		
三次市 島 敷町	広島県自動車運転免許 三次試験場	1 全種類の免許試験。ただし、技能試験は、 <u>準中型自動車免許及び普通自動車免許並びに準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許に限る。</u>	三次市 島 敷町	広島県自動車運転免許 三次試験場	1 全種類の免許試験。ただし、技能試験は、 <u>準中型自動車、普通自動車免許及び普通自動車二輪免許並びに準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許に限る。</u>
略			略		

附 則

この公安委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。